

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部男女共同参画担当 (06-6208-9156)
処分担当名	男女共同参画担当
処分の名称	大阪市立男女共同参画センター附属設備の使用許可
概要	センター附属設備の使用については、指定管理者の許可を得る必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例第11条
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必用です。</p> <p>(1) 大阪市立男女共同参画センター条例第6条による使用許可を受けているか、又は受けられること ○「附属設備」は、男女共同参画センターを利用することを前提に設置されているものです。</p> <p>(2) 附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・不適切な取扱いにより附属設備を損傷するおそれがある場合</p> <p>(3) 管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、設備の維持・補修、利用者間の利用調整等設備の管理上の支障をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・複数の申請者の利用があるため調整の結果として利用ができない場合 ・その他管理上支障がある場合</p> <p>(4) その他不相当と認められる事由がないこと 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	—
提出先	指定管理者もしくは男女共同参画担当
提出時期	随時
提出方法	申請書及び使用料を提出してください。
手数料	使用料の詳細については下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	男女共同参画センター各館もしくは男女共同参画担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/
備考	